

第10回 定例教育委員会議事録		日 時 : 令和3年10月25日(月)	
		場 所 : 菱刈庁舎3階大会議室	
開会、閉会に関する事項		10時00分 開会 10時45分 閉会	
	教育長 森 和 範 教育委員 永 野 治 教育委員 長 野 則 夫 教育委員 久保田 悦 子 教育委員 長 野 吉 泰	議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名	総 務 課 長 平 崎 祐 実 学 校 教 育 課 長 竹 下 健 一 郎 社 会 教 育 課 長 轟 木 成 実 文 化 ス ポ ー ツ 課 長 浅 山 典 久 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 有 馬 洋 一 郎 書 記 茶 園 浩 幸 書 記 中 原 百 恵
議 事 日 程	別紙のとおり		
審 議 状 況			
<p>(森教育長) ただいまから令和3年第10回定例教育委員会を開会します。</p> <p>(茶園係長) 姿勢を正して下さい。一同礼。</p> <p>(森教育長) 「令和3年第9回定例教育委員会議事録の承認」を議題とします。事務局より報告をお願いします。</p> <p>(茶園係長) 令和3年第9回定例教育委員会議事録について報告(別紙「概要報告書」により報告)</p> <p>(森教育長) ただいま事務局より議事録の報告がありました。ご質問等ないでしょうか。</p> <p>(全員) ありません。</p> <p>(森教育長) 報告のとおり、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員) はい。</p> <p>(森教育長) 令和3年第9回定例教育委員会議事録については、承認いたしました。 続きまして、教育長及び委員の報告に移ります。 教育長報告については、お手元の9月24日から10月24日までの教育長諸般の報告をもとに説明します。 (別紙「諸般の報告」により日を追って報告)</p> <p>(森教育長) 続きまして、委員の皆様方からのご報告をお願いしたいと思います。まず、永野治委員お願いいたします。</p> <p>(永野治委員)</p>			

はい。私は大口東小学校と大口小学校の運動会に行ってきました。来賓の参加を控えるよう案内があったことから、本部席ではなく離れたところから観ていました。大口東小学校では入場行進から観ていましたが、入場行進ではマスクをつけており、児童数も少ないことから密にならずに良い開会式が行われたと思いました。保護者等も意外に少なくまばらで、十分なコロナ対策がとられていると感じました。次に大口小学校に行きました。児童数が多い関係で保護者もかなり多く来られていましたが、保護者や高齢者の方々は全員名札を付け出席を徹底されており、コロナ対策を十分に行っていたと思います。大口小学校があれぐらいの規模で沢山の人がいるのを見ますと、小規模校は午前中みの学校だけの運動会ですので、人数の制限は行わず地域の関係者には来てもらっても良いのではと思ったところです。昨年と違って対策が非常に出来て対応していたと思いました。

10月23日の伊佐市社会教育功労者等の表彰式は表彰だけでしたけれども、社会教育課の方々が非常に流れのあるスムーズな進行を行い、厳粛な良い表彰式だったと思いました。さわやかあいさつ運動の2年生の子どもの返事が非常に大きくて印象的でしたが、あのような子どもを見ると表彰式を行って良かったと思いました。

以上でございます。

(森教育長)

はい。長野則夫委員お願いいたします。

(長野則夫委員)

10月8日の牛尾小学校の研究公開に行ってきました。先程教育長からもありましたように素晴らしい公開授業が開かれていて、コミュニティ協議会の会長も参加されるなど地域と連携している素晴らしい学校だと思いました。〇〇先生が公開研究授業を発表されましたが、途中でパソコンの調子が悪くなって何分間か授業が止まった時間がありましたけれども、そのあとはスムーズに落ち着いて良い公開研究をされておりました。それから△△先生の3・4年生の複式の授業では、教育長がおっしゃられたとおり3年生が一人でしたが、ちゃんと声を出して本読みをして一人で何でもこなしていました。本当に素晴らしい授業でした。

あと伊佐市社会教育功労者等の表彰式で黄金の俳句がありましたが、素晴らしい優秀大賞でした。良い大会が出来たのではないかと思います。

以上です。

(森教育長)

久保田委員、お願いいたします。

(久保田委員)

はい。9月26日小学校の運動会ですが、南永小学校を除く菱刈地区の4校に見学に行ってきました。どこの学校もたまたま行ったところが6年生の親子競技をしていていましたが、非常に色々な工夫を凝らして6年生のために最後の運動会を盛り上げようとしていました。テントの中にいた子ども達も声を出したかったと思いますが、鳴り物で応援したりしてコロナ対策を行うなど色々な工夫を感じながら観たところでした。午前中みの競技ということで、駆け足で回ったところですが、どこの学校も予定よりもすこし早めにプログラムが進んでいるようでした。最後に訪問した田中小学校では、閉会式に入っていました。何とか観ることが出来ました。

あとは先日の土曜日の伊佐市社会教育功労者等の表彰式ですが、皆さんがおっしゃるようにとっても進行がスムーズでした。厳粛な中でも子ども達が表彰で大きな声で返事をしていましたが、伊佐の子どもらしい姿を見てすがすがしい気持ちで会場を後にすることができました。本当に社会教育課の方々も短い時間での準備だったと思いますけれども、良い式だったと思いました。

以上です。

(森教育長)

長野吉泰委員、お願いいたします。

(長野吉泰委員)

はい。9月26日私は一番下の子どもが6年生ということで、山野小学校の運動会だけに行ってきました。

子ども達は一生懸命にやっておりますなかなか良い運動会でした。感染症対策につきましても、先生が時間ごとに子ども達を並ばせて手を消毒させるなど、万全な感染防止対策の中行われたと思います。

その他、10月23日土曜日ナイター記録会がありまして、県下一周駅伝の選手や子ども達が一生懸命に走っていました。なかなか調子も良いみたいで良い記録で走っていたのではないかと思います。

以上です。

(森教育長)

はい。ありがとうございました。

それでは、議事に進みます。

今回は、報告事項はありません。付議事件が3件ございます。

まず、議案第27号「伊佐市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(平崎課長)

はい。議案第27号「伊佐市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について」を説明いたします。

資料は、3ページになります。本件は、本支給要綱の基となる国の要綱が令和2年6月に一部改正され、要保護児童生徒援助費の費目として、新たに「オンライン学習通信費」が追加されていました。本市でも、今後、支給が行われる可能性もあることから国の要綱に合わせて、新たな費目として「オンライン学習通信費」を追加し、併せて、行政手続きにおける申請書等の押印及び性別記載の見直しに伴う、関係する様式の改正をすることについて、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号の規定により、議決を求めるものです。

なお改正内容については、4ページになります。また、別紙「新旧対照表」も併せてご覧ください。

第3条第8号に「オンライン学習通信費」を加え、様式第1号及び第2号の改正については、いずれも、「署名（自署）の場合、押印は必要ありません。」を加えてあります。

なお、施行日は公布の日からとしています。

以上で説明を終わります。

(森教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

ご質問・ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第27号「伊佐市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(森教育長)

賛成多数ですので、議案第27号は、議決されました。

次に、議案第28号「伊佐市奨学生条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(平崎課長)

はい。議案第28号「伊佐市奨学生条例の一部を改正する条例の制定について」を説明いたします。

資料は、5ページになります。本件は、奨学金の返還に係る延滞利子規定について、これまで公債権として取り扱ってきましたが、奨学金は私債権であることという観点から、本条例から延滞利息に関する規定を削除し、併せて条文の文言等について整理するための改正をすることについて、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第2号の規定により、市長に意見を申し出ることについて、議決

を求めるものです。

改正内容については、6ページから7ページになりますが、別紙「新旧対照表」も併せてご覧ください。

第3条の「奨学生の資格」について、資格要件の学校等の定義、人格等の定義について見直しを行っています。

第4条については、第3条の学校等の定義の変更に併せて改正を行っています。

第6条については、「別に定める」を、「教育委員会規則で定めるところにより市長に願い出る」という表現に改正しています。

第7条については、奨学生の決定についての規定を新第7条とし、第8条の「奨学生の報告」を「伊佐市奨学生選考委員会の設置」に改正しています。

第9条については、「奨学生の異動届出」について、第3号、第6号、7号、8号、9号を削除し、整理しています。

第10条と第11条については、新第10条とし「奨学金の貸与の停止等」として整理しています。

第12条については、新第11条として整理しています。

第13条については、新第12条「奨学金の返還」として整理をしています。

第14条については、第9条と重複すること、第15条については、規則への委任が適当であることから、第16条を新第13条とし、第17条を新第14条としています。

第18条については、規則への委任が適当であることから削除しています。

第19条については、私債権であることから延滞利子の規定を削除しています。

第20条については、新第15条として整理しています。

第19条の削除に伴い、関係する附則についても削除しています。

別紙、「現行」条例と「改正後（案）」条例もありますのでご確認をお願いいたします。

なお、施行日は公布の日からとし、12月議会への上程を予定していますが、議会への上程は市長の権限であることから、条例改正については、法制審議会の意見等を踏まえ、判断することとなっておりますので、3月議会への上程となる場合もありますのでご了解ください。

以上で説明を終わります。

(森教育長)

非常にこまごまとしていますので、ちょっと時間を取りたいと思います。

(永野治委員)

ちょっとよろしいでしょうか。

(森教育長)

はい。

(永野治委員)

延滞金の部分を削除されていますが、延滞金が発生したときはどこですか。

(平崎課長)

私債権としての取り扱いとなりますので、今後は延滞金ではなく民法上の遅延損害金になりまして、遅延損害金を請求する場合は裁判所での手続きを行うこととなります。実は、いわゆる延滞金というのはこれまでも取ってはいません。このことから延滞金の表現を削除して、何かある場合には遅延損害金としての申し立てを行うこととなります。

(永野治委員)

申し立てをしないと取れないということですね。

(平崎課長)

はい、そうです。

(森教育長)

他にございませんでしょうか。

(平崎課長)

はい。補足ですが、基本的にはこれまでの奨学金の貸し付けに係る金額、手続きに変更はございませんので申し添えます。

(森教育長)

ご質問・ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第28号「伊佐市奨学生条例の一部を改正する条例の制定について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(森教育長)

賛成多数ですので、議案第28号は、議決されました。

次に、議案第29号「伊佐市学校教職員等住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(平崎課長)

はい。議案第29号「伊佐市学校教職員等住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について」を説明いたします。

資料は、8ページになります。本件は、先ほどの奨学金条例と同じく、教職員住宅等の入居料に係る督促、延滞金の徴収規定について、これまで公債権として取り扱ってききましたが、入居料は私債権であることから本規則の「入居料督促、延滞金の徴収」に関する規定を削除することについて、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号の規定により、議決を求めるものです。

改正内容については、9ページになります。別紙「新旧対照表」の6ページから7ページも併せてご覧ください。

「入居料督促、延滞金の徴収」に関し規定する第10条を削り、第11条から第19条を1条ずつ繰り上げるものです。なお、施行日は公布の日からとしています。

以上で説明を終わります。

(森教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(永野治委員)

一つよろしいでしょうか。

(森教育長)

はい。

(永野治委員)

延滞金を削除することによって、減免と免除という項目も一緒に削除されるのでしょうか。

(平崎課長)

これは延滞金に係る減免、免除になりまして、入居料の減免ではありません。

(永野治委員)

ちなみに減免と免除の項目は別にあるのでしょうか。

(平崎課長)

教職員の福利厚生のための住宅であり入居料も安く設定してありますので、基本的には減免、免除については想定していないところです。

(森教育長)

他にございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

ご質問・ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第29号「伊佐市学校教職員等住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について」、賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(森教育長)

賛成多数ですので、議案第29号は、議決されました。

以上で、準備された議事については終わります。

次に、委員から提出された動議の討論等に入ります。前もって提出された動議はございませんが、何かございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

特にないようですので、以上で討論等を終わります。

次に、その他の件に入ります。

事務局の方としては特に準備しているものはございませんが、皆様方から何かございませんでしょうか。

はい、お願いします。

(久保田委員)

先週の南日本新聞だったと思いますが、10月の土曜授業で隣町の湧水町が第2土曜日を利用して一斉にオンラインで各家庭での通信環境等の確認をするためのオンライン授業を実施したということが新聞に載っていましたが、その時点で端末の持ち帰りもあったと思いますが、伊佐市の方では各家庭での確認作業とか今どのくらいの状況で進んでいるのでしょうか。先程の保護世帯のオンラインの学習というのも発生してくるので、そういう状況を確認しておきたいと思います。

(竹下課長)

はい。令和元年度に本市で小中学校の各家庭のWi-Fi環境調査をしております。その結果を踏まえて、ポケットWi-Fiを350台予算で購入済です。ただ実際使用するにあたっては、保護者負担でSIMカードというカードを購入していただいて、それで初めて使えることとなります。今持ち帰りにつきましては、各学校で持ち帰りのためのルールとかマニュアルとか職員への研修などの準備を進めている段階で、具体的にいつから家庭に持ち帰りするかに至っていませんが、出来るだけ早いうちに試験的にでも実施をしていきたいと考えているところです。

(森教育長)

その他ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

では、ないようですので、これをもちまして、令和3年第10回定例教育委員会を閉会いたします。

(茶園係長)

姿勢を正して下さい。一同礼。